

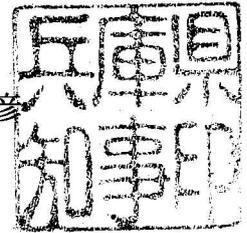
計 第 1 2 1 1 号
令和 5 年 10 月 20 日

兵庫県議会議長

内 藤 兵 衛 様

兵庫県知事

齋 藤 元 彦



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和 5 年度及び 6 年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

令和5年度及び令和6年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和5年度及び令和6年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、いずれも既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例等に基づく総合指針 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県のめざすユニバーサル社会の姿、基本理念、取り組み方向等 障害者等による情報の取得及び利用、並びに意思疎通の手段の確保に関する条例に定める実施計画等 	R6～ (5年程度)	基本計画条例第2条により指定済み	福祉部 ユニバーサル推進課
ひょうごインフラ整備基本方針（改定） (旧称：ひょうご社会基盤整備基本計画)	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・河川などのインフラ整備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後のインフラ整備における「基本方針」「視点」「施策」「推進方策」等 	R6～ (未定)	基本計画条例第2条により指定済み	土木部 技術企画課
ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法に基づく本県教育施策に関する基本計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県教育の成果と課題、社会情勢・教育環境の変化、兵庫の教育の目指す姿等 	R6～10 (5年)	基本計画条例第2条により指定済み	教育委員会 教育企画課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
行政手続オンライン化 推進画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例に基づく計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種情報システムの整備に関する基本方針等 	R6～ (未定)	左記条例に基づく計画であり、個別分野の実施計画であるため	企画部 デジタル改革課
南海トラフ地震・津波 対策アクションプログラ ム（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を踏まえて作成する地域計画 兵庫県地域防災計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 減災アクションの進捗状況管理、想定される効果等 	R6～ (未定)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	危機管理部 総務課
兵庫県医療費適正化 計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく計画 国の医療費適正化基本方針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の健康の保持の推進、医療の効率的な提供の推進に関する目標や各種取り組みによる医療費目標等 	R6～11 (6年)	国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 国保医療課
兵庫県国民健康保険 運営方針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法に基づく計画 国の都道府県国民健康保険運営方針策定要領に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、保険料の標準的な算定方法に関する事項等 	R6～11 (6年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の運営方針であるため	福祉部 国保医療課
DV 防止・被害者保 護画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく計画 国の基本方針を指針として策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針、施策の実施内容に関する事項等 	R6～10 (5年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 児童課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県アルコール健康障害対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール健康障害対策基本法に基づく計画 ・国のアルコール健康障害対策基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点対象者への早期発見・支援にかかる取り組み、医療体制の確立、発生、再発予防、治療と重症化の防止等 	R6～10 (5年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 障害福祉課
兵庫県地域福祉支援計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく計画 ・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の地域福祉の推進を図るための具体的な取り組みや支援策等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 地域福祉課
兵庫県がん対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策基本法に基づく計画 ・国のがん対策推進基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん予防、早期発見の推進、医療体制の充実等 	R6～11 (6年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 疾病対策課
兵庫県感染症予防計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく計画 ・国の感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療提供体制、感染症に係る医療提供体制の確保、感染症の発生予防等 	R6～11 (6年)	国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 感染症対策課
兵庫県健康づくり推進実施計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法等に基づく計画 ・兵庫県健康づくり推進プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期、目標達成のために必要な健康づくり推進施策、関係者等が取り組むべき事項等 	R6～11 (6年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 健康増進課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県循環器病対策推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器に係る対策に関する基本法に基づく計画 国の循環器病対策推進基本計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実等 	R6～11 (6年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 疾病対策課
兵庫県保健医療計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づく計画 国通知「医療計画について」に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療や基準病床数などの基本的事項、地域医療構想等 	R6～11 (6年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 医務課
兵庫県林業労働力の確保の促進に関する計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働力確保の促進に関する法律に基づく計画 ひょうご農林水産ビジョンの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 林業労働者が林業に定着するため事業主等が取り組むべき事項、雇用条件の改善、事業量の安定的確保等 	R6～12 (7年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 林務課
ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁、排水機場、下水道施設等の安全性確保、総コスト低減、予算平準化等を図り、計画的・効率的な老朽化対策の推進等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 技術企画課
ひょうごインフラ整備プログラム（改定） （旧称：社会基盤整備プログラム）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> インフラ整備を計画的・重点的かつ透明性を確保し推進するための総事業費1億円以上の事業等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であるため	土木部 技術企画課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県無電柱化推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化の推進に関する法律に基づく計画 ・国の無電柱化推進計画に即して策定 ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化を推進する整備箇所、延長、無電柱化方式等の決定や全体計画のとりまとめ等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路企画課
兵庫県自転車活用推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進法に基づく計画 ・国の自転車活用推進計画に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進のため、都市環境、安全・安心、観光、健康に関する各種施策の推進等 	R6～ (未定)	国の計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路企画課
ひょうご道路防災推進10箇年計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内に実施する道路橋の耐震補強及び道路法面の防災対策の考え方、箇所数、代表事例等 	R6～15 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路保全課
山地防災・土砂災害対策計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい被害が発生するおそれのある箇所など緊急性の高い箇所の対策等 	R3～7 (5年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	土木部 砂防課 農林水産部 治山課
兵庫県特別支援教育第四次推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文科省通知「特別支援教育の推進について」に基づく計画 ・ひょうご教育創造プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの理念構築、校内支援体制の整備と指導の充実、地域との協働等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の理念を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	教育委員会 特別支援教育課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご子どもの読書活動推進計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画 ・国の子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画に即して策定 ・ひょうご教育創造プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な考え方、第4次計画の成果と課題、子どもの読書活動推進のための取り組み等 	R6～10 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	教育委員会 社会教育課

(i) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（新規）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく計画 ・国の困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に即して策定 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針、施策の実施内容、その他施策実施に関する重要事項等 	R6～10 (5年)	国の計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 児童課
兵庫県総合防除計画（新規）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫法に基づく計画 ・国の総合防除基本指針に即して策定 ・ひょうご農林水産ビジョンの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防除実施に関する基本的事項、病虫害の種類ごとの総合防除内容、異常発生時における防除の内容や実施体制等 	R5～ (未定)	左記県計画の下位計画であり、国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農業改良課